

## <嫡出否認調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定されるため、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫との間の子どもとして戸籍に入籍することになります。

この夫との間の子どもであるとの推定を否定するためには、家庭裁判所に対して、夫からその子どもが自分の子どもであることの否認を求める嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内に行わなければならないと定められています（なお、出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないとと思われるような場合でも、親子関係不存在確認の申立てによることができるケースもあります。）。

この調停において、当事者双方の間で、子どもが夫の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

#### ※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができるとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、5円×2枚、1円×5枚（合計3095円分）

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

### 3 申立てに必要な書類

- 申立書2通
  - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人、相手方（子を相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通
  - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 子の出生証明書の写し1通（出生届未了の場合）

#### 4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

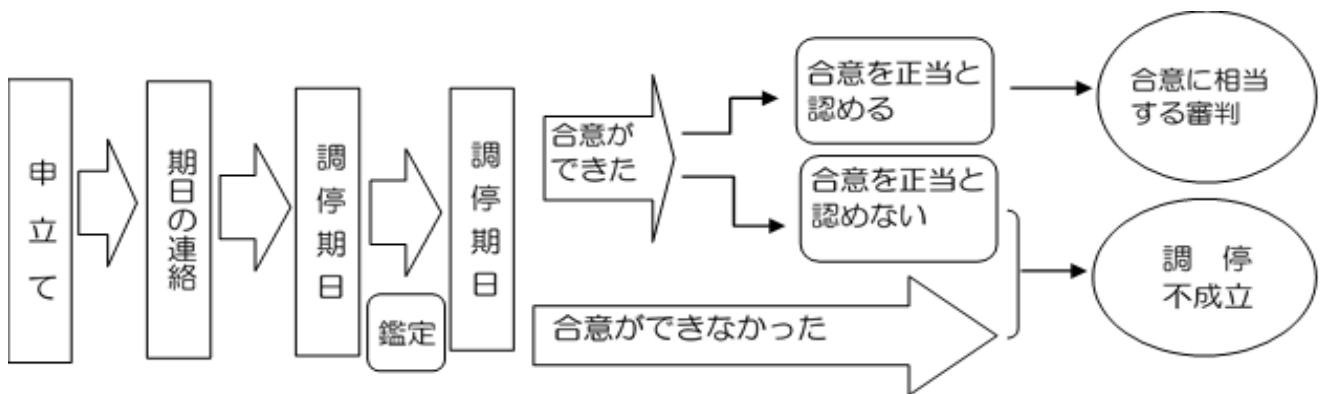
- ・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

#### 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写が許可されます。

#### 6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。
- ・親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。



#### 7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。